

第1章 経済基盤を持続させる地場産業の振興

1 農業

現状

- 平成17年の農家戸数は184戸、農業就業人口は281人（農林業センサス）で、昭和50年と比較して戸数・就業人口ともに大幅に減少しています。農家戸数の減少は、兼業農家数が減少を反映しています。

〔表1〕 農家世帯、農家戸数、経営面積等の推移

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家世帯数(人)	2,403	1,994	1,647	1,263	790	846	591
農業従事者(人)	826	683	600	492	356	283	281
農家戸数(戸)	524	462	392	321	221	185	184
専 業	47	84	51	52	46	46	64
第1種兼業	225	161	130	81	72	63	43
第2種兼業	252	217	211	188	103	76	77
経営面積(ha)	967	964	1,013	907	866	927	971
田	787	806	800	728	734	796	807
畑	179	157	213	176	132	131	164
樹 園	1	1	-	3	-	-	-
1戸あたり耕地面積(ha)	1.8	2	2.6	2.8	3.9	5	5.1

- 経営面積は971haで、ピーク時（昭和60年：1,013ha）と比較すると42ha減少していますが、1戸あたりの面積は2.6haから5.1haと約2倍に増加し、集積化が進んでいます。
- 主要作物粗生産額では、昭和50年のピーク（1,459百万円）に対し、平成17年は700百万円と半減しました。米の生産額は平成21年度実績1,260tで190百万円、いも類の生産額は923tで144百万円となっており、主力2品目で約6割を占めています。

〔表2〕 生産量と生産額の推移

区 分	昭和40年			昭和50年			昭和60年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	759	3,000	313	794	3,720	972	642	3,170	909
雑穀・豆類	57	56	6	35	47	14	101	176	66
いも類	138	2,570	18	59	920	35	107	2,180	102
野菜類			44			74			170
その他			63			364			169
合計			444			1,459			1,416

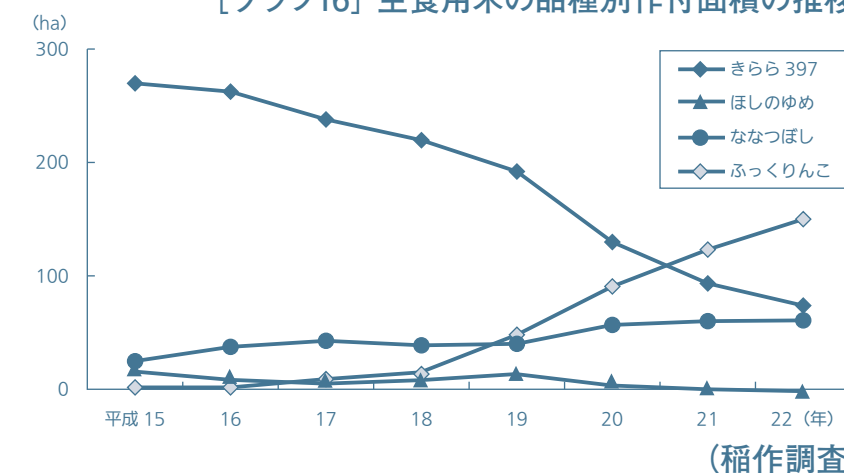
区 分	平成2年			平成7年			平成14年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	58	2,980	752	618	2,880	720	377	1,830	350
雑穀・豆類	130	217	57	70	92	29	185	250	80
いも類	10	260	120	130	3,070	209	172	5,850	370
野菜類			136			228			110
その他			125			82			70
合計			1,190			1,268			980

区 分	平成17年			平成19年			平成21年		
	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)	作付面積(ha)	生産量(t)	生産額(百万円)
米	305	1,590	280	280	1,130	154	266	1,260	190
雑穀・豆類	237	431	120	85	225	37	144	119	23
いも類	80	2,510	150	109	1,913	111	43	923	144
野菜類			120			106			148
その他			30			84			68
合計			700			492			573

（北海道農林水産統計年報）

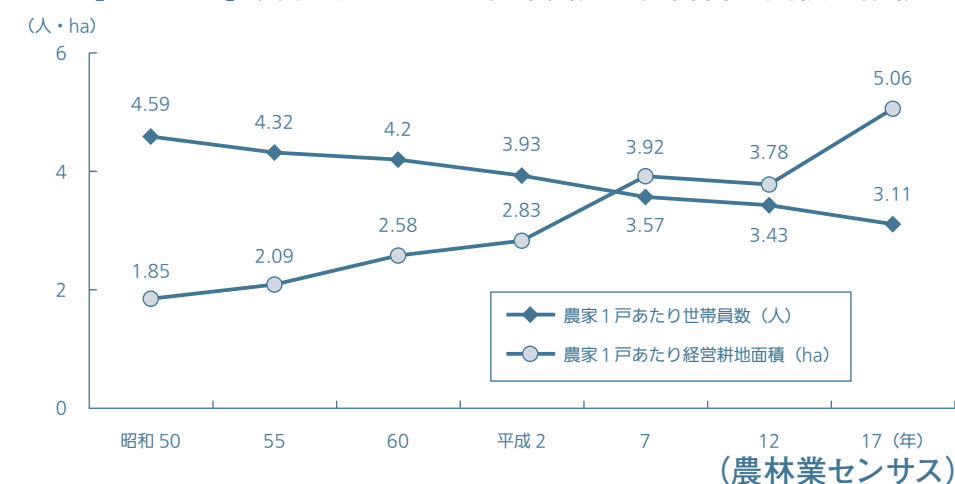
- 農業農村整備事業により湛水防除、農地改良、排水対策などを進めています。
- 水稻栽培における道南ブランド米の推進・拡大や湛水直播栽培によるコスト低減をめざし、「売れる米づくり」を推進しています。

〔グラフ16〕 主食用米の品種別作付面積の推移



- 米の生産調整に伴い水田の65%が畑地化され、4輪作体系を構築しています。
- 水田農業の体質強化を図るため、早出しマルチ作型の機械化体系の確立、新たな栽培作物であるブロッコリーの共選体制の整備による面積拡大、花卉の安定生産に向けた栽培技術の向上などを推進しています。

〔グラフ17〕 農家1戸あたりの世帯員数と経営耕地面積の推移



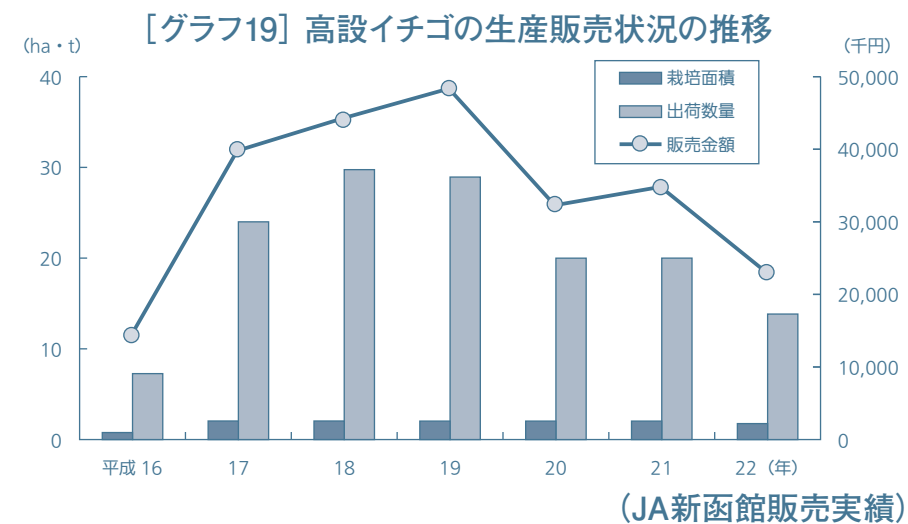
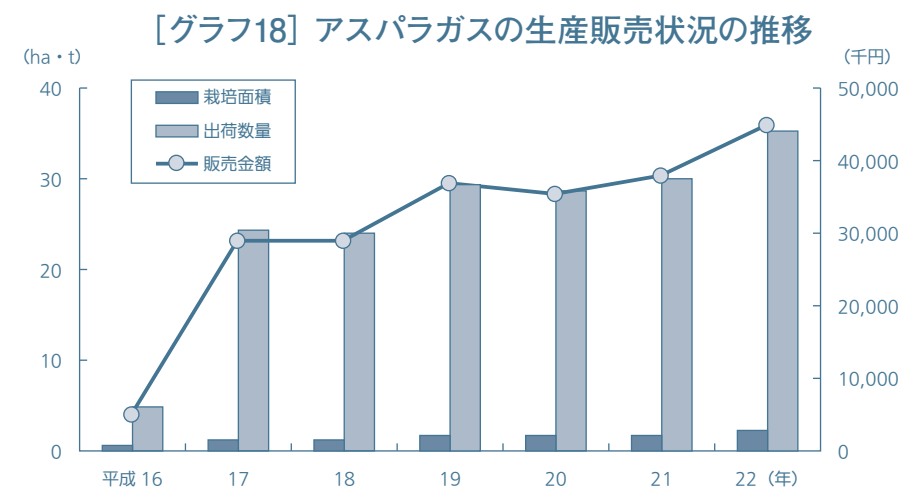
課題

- 経営耕地面積別農家数で見ると、5ha未満の小規模農家数は減少傾向、7.5ha以上の大規模農家数の横ばいの傾向で、耕地の集約化に伴う小規模農家の離農が見られます。農業従事者281人のうち約7割の193人が60歳以上である一方、30歳以下の従事者が18人と僅かであり、主力となるべき若い農業者が少なく、担い手確保・育成が深刻な課題です。

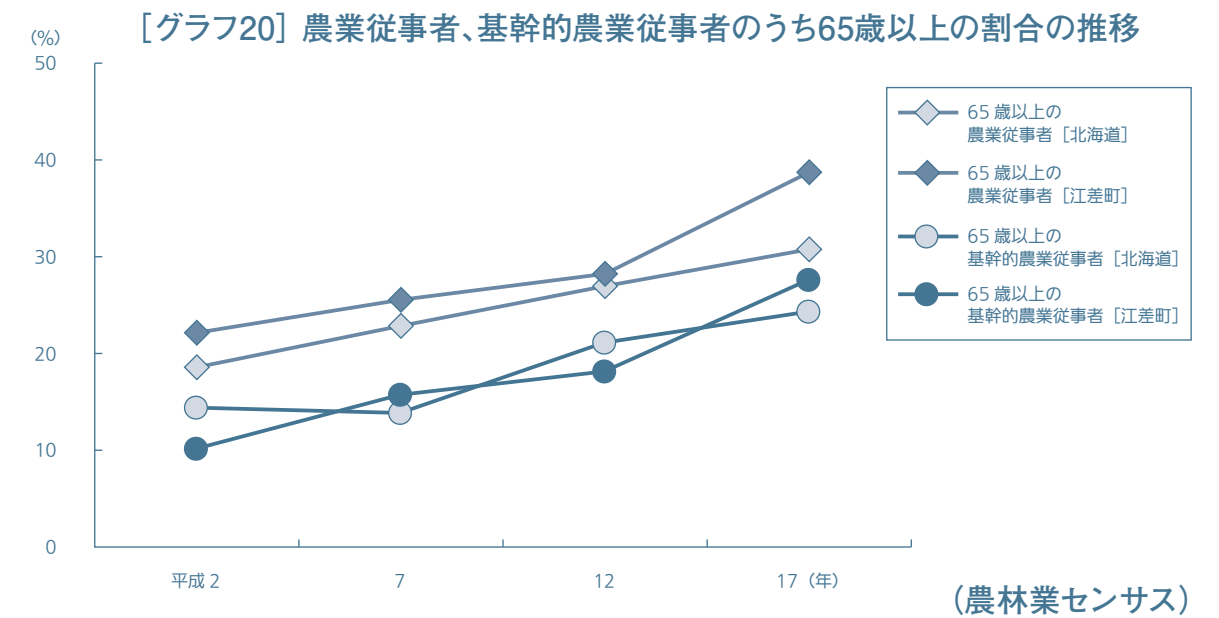
〔表3〕 農業従事者の年齢別内訳（平成17年）

区 分	～29才	30才代	40才代	50才代	60才代	70才以上	計
人数(人)	11	7	19	51	94	99	281
比率(%)	3.9	2.5	6.8	18.1	33.5	35.2	100.0

- 当町の振興作物として「ハウスアスパラガス立茎栽培」「イチゴ高設栽培」を推進していますが、経営の安定には、団地化を前提に水源の確保や候補地選定、既存ハウスの有効利用とともに、設備投資費用の負担軽減や生産コスト縮減を促進していくことが必要です。また、町外からの新規参入者の受入については、経営面だけでなく、生活全般がサポートできる体制が必要です。



- 集落営農の可能性、青年農業者グループの育成・支援等により農業の担い手の育成や確保に努めなければなりません。
- 平成22年度から開始された、農業者戸別所得補償制度についての対応についても、農業振興の課題解決に向けた施策と連携し、地域の産業振興となる取り組みを推進していく必要があります。
- 4輪作体系においては、現状では収益性が低い作物もあるため、栽培技術の向上などにより収益性をあげていくとともに、振興作物であるブロッコリーの面積拡大、施設園芸作物の安定生産により、水田畑作の体質強化を推進していくことが課題となっています。
- 町内で生産された作物については、そのまま町外に出荷されるものがほとんどですが、住民が地元で獲れた農作物を買い求めることができるよう、地産地消に向けた取り組みも必要です。



課題解決に向けた基本方針

- ・ 後継者、新規就農者など担い手を育成します。
- ・ 基盤整備の計画的な更新、維持管理を実施します。
- ・ 水田農業における輪作作物の高収益作物への転換を促進します。
- ・ 振興（戦略）作物の生産性の向上を図ります。
- ・ 地場産品のブランド化の取り組みを推進します。
- ・ 直販で地域の住民や観光客に農畜産物を提供できる場をつくれます。
- ・ 農業・農村環境の維持を進めます。
- ・ 農業者戸別所得補償制度への対応を図ります。

具体的な施策

生産基盤の整備	・中山間地域総合農地防災事業の推進（小黒部川（排水路）整備事業） ・基幹水利施設管理事業の推進 ・土地改良施設管理体制整備促進事業の推進 ・明暗渠、心土破碎等の圃場排水対策の推進
農地流動化対策の推進	・認定農業者への利用集積の推進 ・生産ほ場の団地化 ・新規就農者への促進 ・農地の保全管理 ・水土里情報システムの整備 （農地に関する情報を地図データと合わせて活用できるシステムで、北海道土地連（水土里ネット北海道）が事業主体で整備しているもの）
生産振興の推進	・施肥管理による低コスト化・生産性の向上 ・新規作物の試験、研究 ・栽培技術の普及 ・耕畜連携※による畜産振興（畜産のための飼料作物、飼料用米の生産と肉用内の水田への放牧による連携） ・農地の地力回復支援対策の推進 ・園芸施設整備支援対策の推進 ・振興（戦略）作物支援対策の推進
担い手の育成、確保	・新規就農者対策の推進 ・農業生産法人などの設立、育成 ・集落営農組織の確立、推進 ・認定農業者の育成 ・農業者相互の交流、情報交換の促進 ・住民も参加した新規就農者をサポートする体制づくり
販売戦略の推進	・農畜産物の付加価値向上 ・契約栽培、ネット販売等による販路拡大 ・地産地消の推進 ・農家の直売所の拡大（空き店舗の活用のしくみづくり）
クリーン農業の推進	・北のクリーン農産物表示制度※の振興 ・エコファーマー制度※の振興

※（耕畜連携）畜産物の生産コストに占める飼料費の割合が高いため、水田を活用し、粗飼料生産の拡大・持続を図るため、飼料作物や飼料用米を一般農家が生産し、畜産農家へ供給することや、畜産農家が有している肉用牛を水田に放牧することです。

※（北のクリーン農産物表示制度）道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用量の上限や外の農産物との分別収穫・保管・出荷、生産集団の構成員が栽培履歴を記帳するなど、一定の基準をクリアし、生産・出荷される農産物について「Yes!clean」マークを表示し、あわせて、化学肥料や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報をお知らせする制度です。

※（エコファーマー制度）「持続性に高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、知事から堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者を「エコファーマー」として認定する制度です。

2 林業

現状

- 町総面積の約70％にあたる7,840haが森林（北海道林業統計）で、国有林約4割（3,040ha）、一般民有林約6割（4,800ha）で、一般民有林のうち町有林は23％（1,180ha）です。森林蓄積は1,206千m³で国有林476千m³、民有林730千m³です。
- 一般民有林のうち、スギ、トドマツを主体とした人工林面積は2,098haであり人工林率は44%ですが7齢級以下（35年生）が全体の37％（773ha）を占めています。
- 人工造林は横ばいで推移しているものの、木材価格の低迷や造林経費の増大、天然林材の低植林化により減少の一途を辿っています。
- 製材・チップ材を生産する地場の工場では、構造不況等から廃業、規模縮小傾向が見られるなど、厳しい状況が続いています。
- 森林の公益的機能を重視し、保安林の拡充や治山事業により管理に努めています。また、住民参加によりヒバ（ヒノキアスナロ）※の植林を行っているほか、ドングリの植樹を広域的に実施しています。

〔表4〕所有形態別森林面積等（平成21年）

区 分	総 数	国有林	一般民有林
森林面積 (ha)	7,840	3,040	4,800
森林蓄積 (m ³)	1,206	476	730
素材生産量 (m ³)	1,843	625	1,218

（北海道林業統計）

課題

- 良質な木材生産、また、災害に強い健全な森林づくりのためには、15年生、25年生、35年生頃と成長するまで3回程度間伐を実施するのが理想であり、適正な間伐を推進していくことが必要です。
- 間伐材の利用については、安価な輸入材や直径が細いことから、使用用途が限られ需要がないのが現状です。また、当町には木材加工場がなく、利用が進んでいません。
- 一般民有林の森林経営は、採算性の低下などにより森林所有者の経営意欲が減退し、林業従事者不足や高齢化が進み、森林の適正管理も危ぶまれている状況です。森林組合を核として、民有林振興を図ることが重要です。
- 流域管理システムによる広域的な取り組みにより、川上（生産）と川下（製材・加工・流通）が一体となった振興が必要です。
- 製材・加工業の振興については、渡島・檜山流域内で広域的に取り組むことが必要です。
- 森林は、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収などのほか海の環境保全とも深い関わりを持っています。このような森林の公益的機能への期待や関心が高まるなか、住民参加による育林や、森林を活かした都市との交流などに取り組むことが必要です。